

特定非営利活動法人えーる定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えーるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く障がい者を対象として、生活自立支援事業や就労支援事業を通して利用者の意思を尊重した支援を行い、利用者が地域の中で自立をすること、また、地域社会と協働することで、利用者が社会参画することが当たり前な地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (5) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (6) 介護保険法に基づく居宅介護サービス事業

- (7) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (9) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (10) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (11) 啓発事業
- (12) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人以下を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 47 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 事業計画及び活動予算の変更
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
- 第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。
- (合併)
- 第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 金田 方博

副理事長 萩原 康江

理事 井上 翼

監事 福本 英司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成29年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	入会金	0円
	正会員	年会費	5, 000円
(2)	賛助会員	入会金	0円
	賛助会員	年会費	3, 000円

令和7年度事業計画書

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人えーる

1 事業の実施の方針

現在の障害者支援サービス事業に加え、介護保険法に基づくサービス事業を展開することで、地域に密着したサービスを提供し、事業の継続、拡充を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護事業（個別支援計画書作成、日中活動の場の提供、機能訓練等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 20人	(D) サービス利用者 (E) 40人
	就労継続支援 B型（生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練、支援等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 5人	(D) サービス利用者 (E) 20人
	居宅介護事業（居宅介護、同行援護、行動援護、居宅介護計画の作成等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 4人	(D) サービス利用者 (E) 30人
	共同生活援助事業 短期入所	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 15人	(D) サービス利用者 (E) 40人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	計画相談支援事業（サービス利用計画書の作成等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 3人	(D) サービス利用者 (E) 150人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 3人	(D) サービス利用者 (E) 20人

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護事業	(A)通年 (B)静岡市他 (C)4人	(D)サービス利用者 (E)20人
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
介護保険法に基づく介護予防支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護	(A)通年 (B)静岡市他 (C)4人	(D)サービス利用者 (E)10人
啓発事業	イベント（お祭り等）の開催、参加	(A)年2回 (B)岡市他 (C)30人	(D)サービス利用者・地域住民 (E)100人
その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人えーる

1 事業の実施の方針

障害者支援サービス事業、介護保険法に基づくサービス事業を展開することで、地域に密着したサービスを提供し、事業の継続、拡充を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護事業（個別支援計画書作成、日中活動の場の提供、機能訓練等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 20人	(D) サービス利用者 (E) 40人
	就労継続支援 B型（生産活動等の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上の為に必要な訓練、支援等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 5人	(D) サービス利用者 (E) 20人
	居宅介護事業（居宅介護、同行援護、行動援護、居宅介護計画の作成等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 4人	(D) サービス利用者 (E) 30人
	共同生活援助事業 短期入所	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 15人	(D) サービス利用者 (E) 40人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	計画相談支援事業（サービス利用計画書の作成等）	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 3人	(D) サービス利用者 (E) 150人
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	(A) 通年 (B) 静岡市他 (C) 3人	(D) サービス利用者 (E) 20人

児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護事業・訪問看護事業	(A)通年 (B)静岡市他 (C)7人	(D)サービス利用者 (E)40人
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問看護事業	(A)通年 (B)静岡市他 (C)4人	(D)サービス利用者 (E)20人
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	居宅介護支援事業(居宅サービス計画の作成等)	(A)通年 (B)静岡市他 (C)1人	(D)サービス利用者 (E)20人
介護保険法に基づく介護予防支援事業	介護予防支援事業(介護予防サービス計画の作成等)	(A)通年 (B)静岡市他 (C)1人	(D)サービス利用者 (E)10人
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問介護	(A)通年 (B)静岡市他 (C)4人	(D)サービス利用者 (E)10人
啓発事業	イベント(お祭り等)の開催、参加	(A)年2回 (B)岡市他 (C)30人	(D)サービス利用者・地域住民 (E)100人
その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業	今年度は予定なし	今年度は予定なし	今年度は予定なし

令和7年度 活動予算書

令和7年8月1日 至 令和8年3月31日

特定非営利活動法人えーる
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
3. 受取助成金等			
助成金	2,000,000		
補助金			
4. 事業収益			
事業収益	180,000,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	500,000		
経常収益計			500,000
II 経常費用			182,850,000
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	100,000,000		
賞与	5,000,000		
確定拠出年金	2,100,000		
法定福利費	16,000,000		
福利厚生費	500,000		
人件費計	123,600,000		
(2) その他経費			
業務委託費	21,000,000		
水道光熱費	1,400,000		
賃借料	5,880,000		
保険料	1,500,000		
修繕費	1,000,000		
租税公課	200,000		
減価償却費	5,600,000		
交際費	150,000		
旅費交通費	40,000		
通信費	1,500,000		
支払手数料	3,500,000		
会議費	200,000		
新聞図書費	100,000		
研修費	240,000		
燃料費	3,600,000		
リース料	2,100,000		
給食費	2,000,000		
諸会費	50,000		
車両費	3,000,000		
雑損失	500,000		
支払利息	1,200,000		
雑費	500,000		
その他経費計	55,240,000		
事業費計			178,840,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000		
法定福利費	120,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	670,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	100,000		
支払手数料	100,000		
雑損失	100,000		
雑費	60,000		
その他経費計	360,000		
管理費計			1,030,000
経常費用計			179,870,000
当期経常増減額			2,980,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			2,980,000
前期繰越正味財産額			16,933,116
次期繰越正味財産額			19,913,116

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

特定非営利活動法人えーる
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	50,000		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
3. 受取助成金等			
助成金	2,000,000		
補助金			
4. 事業収益			
事業収益	300,000,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	500,000		
経常収益計			500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	150,000,000		
賞与	10,000,000		
確定拠出年金	30,000,000		
法定福利費	16,000,000		
福利厚生費	500,000		
人件費計	206,500,000		
(2) その他経費			
業務委託費	36,000,000		
水道光熱費	2,500,000		
賃借料	12,456,000		
保険料	2,000,000		
修繕費	2,000,000		
租税公課	200,000		
減価償却費	8,000,000		
交際費	150,000		
旅費交通費	40,000		
通信費	2,000,000		
支払手数料	5,000,000		
会議費	200,000		
新聞図書費	100,000		
研修費	500,000		
燃料費	6,000,000		
リース料	2,100,000		
給食費	2,000,000		
諸会費	50,000		
車両費	3,000,000		
雑損失	500,000		
支払利息	1,200,000		
雑費	1,000,000		
その他経費計	86,996,000		
事業費計			293,496,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	500,000		
法定福利費	120,000		
福利厚生費	50,000		
人件費計	670,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	100,000		
支払手数料	100,000		
雑損失	100,000		
雑費	60,000		
その他経費計	360,000		
管理費計			1,030,000
経常費用計			294,526,000
当期経常増減額			8,324,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			0
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 固定資産売却損			0
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			8,324,000
前期繰越正味財産額			19,913,116
次期繰越正味財産額			28,237,116